

令和 7 年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中の下水処理場費 7,400 千円、資産減耗費 4,800 千円の財源に充てるため、企業債 12,200 千円を借り入れる。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
収 入				
第 1 款 流域下水道事業収益	9,103,303 千円	12,663 千円	57,500 千円	9,173,466 千円
第 1 項 営 業 収 益	4,619,733 千円	2,426 千円	12,500 千円	4,634,659 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	4,163,659 千円	10,237 千円	45,000 千円	4,218,896 千円
支 出				
第 1 款 流域下水道事業費用	9,142,516 千円	213,593 千円	70,000 千円	9,426,109 千円
第 1 項 営 業 費 用	8,629,448 千円	11,380 千円	70,000 千円	8,710,828 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,381 千円は、過年度分損益勘定留保資金 3,381 千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
<b>収 入</b>				
第1款 資本的収入	2,837,216 千円	△935 千円	1,278,300 千円	4,114,581 千円
第1項 企 業 債	460,800 千円	900 千円	304,300 千円	766,000 千円
第2項 補 助 金	764,600 千円	0 千円	669,700 千円	1,434,300 千円
第4項 負 担 金	707,254 千円	△16,296 千円	304,300 千円	995,258 千円
<b>支 出</b>				
第1款 資本的支出	2,838,099 千円	1,563 千円	1,278,300 千円	4,117,962 千円
第1項 建設改良費	1,626,260 千円	908 千円	1,278,300 千円	2,905,468 千円

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	460,800 千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年 10%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金について、利率の 見直しを行った後にお	起債日から 30 年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

資産減耗費	9,900千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 （ただし、利率見直しは、方式で借り入れる政府	起債日から10年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金	政府資金その他	資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
補 正 後					
既提出					
起債の目的	限度額	起債の方法		利 率	償還の方法
建設改良費	461,700千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 （ただし、利率見直しは、方式で借り入れる政府	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金	政府資金その他	資金について、利率の	

見直しを行  
った後にお  
いては、当  
該見直し後  
の利率)

今 回 提 出

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設 改 良 費	766,000 千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年 10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から 30 年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
下水処理場費	7,400 千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年 10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から 30 年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

資産減耗費	14,700千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
		2 借入資金	政府資金その他		起債日から10年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。